

令和8年12月（※）開講分の求職者支援訓練の認定申請受付について

標記について、下記のとおり申請受付を行います。

なお、記1の通り選定を行いますので、申請の際はご注意ください。

※介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースについては、1月開講分の認定申請を下記の通り受け付けます。

記

1 地域、コース・系、認定規模（合計 145人）

（1）西部地域（110人）

コース・系		認定規模
基礎コース		25人
実践コース（介護福祉系）		15人 （東、北、南部と共通枠）
実践コース（医療事務系）		15人 （東、北、南部と共通枠）
実践コース（デジタル系）		15人
	IT	一人
	デザイン（WEB）	一人
実践コース（その他）		40人

（2）東部、北部、南部地域（35人）

コース・系		認定規模
基礎コース		10人
実践コース（介護福祉系）		一人 （西部と共通枠）
実践コース（医療事務系）		一人 （西部と共通枠）
実践コース（デジタル系）		10人
	IT	一人
	デザイン（WEB）	一人
実践コース（その他）		15人

- ・以下の振替が可能です。
- ・「デジタル系」のITとデザイン（WEB）間の振替
- ・認定規模を超える申請があった場合、「求職者支援訓練の選定方法」に基づき選定を行います。
- ・申請コースは1コースまでとします。また1コースあたりの定員は10～30名で設定してください。

2 新規参入枠（上記1の内数）

12月（※）開講分	基礎12人、実践15人
-----------	-------------

※介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースについては、1月開講分

3 eラーニングコース（※）の制限

12月開講分	25人
--------	-----

※eラーニングコースとは通所割合が20%以下の訓練が対象です。

- ・制限数を越えた申請はできません。

4 地域ニーズ枠

12月（※）開講分	基礎12人 実践15人
-----------	-------------

※地域ニーズ枠（ものづくり分野：電気関連、金属関連、機械関連、建設関連分野）として申請する場合は認定様式15号に地域ニーズ枠の対象である理由を明記してください。

5 認定申請受付スケジュール

- ・「令和8年度求職者支援訓練 認定申請受付スケジュール」をご確認ください。
- ・介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースを設定する場合は、機構の認定後に広島県への指定申請が必要であり、指定日翌日以降の募集開始となります。従って、当該コースに限り認定申請受付スケジュールが他のコースと異なります。

6 コース日程表

- ・「令和8年度開講求職者支援訓練コース日程表」をご確認ください。
- ・訓練開始日は任意の日としますが、募集開始日、ハローワーク来所日等の日程の設定については、コース日程表で定める日としてください。
- ・介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースについては、「令和8年度開講求職者支援訓練コース日程表（介護コース）」をご確認ください。
- ・ハローワーク来所日が複数コースで重複している場合、ハローワークでの円滑な窓口対応のため来所日の変更を依頼する場合があります。また、来所日が訓練実施機関の訓練休（お盆休み等）にあたる場合は、必要事項の確認が行えないことがあるため、来所日の変更をお願いする場合があります。
- ・託児サービス対応訓練を申請する場合は、要件確認書類の確認等に日数を要することから、募集終了日を原則2日間前倒しで設定いただくことが想定されますので、ご注意ください。

7 事前相談及び申請受付に関する留意事項

- ・来所される場合は土、日、祝日を除く、原則として9:00～11:30及び13:00～16:30とし、事前の連絡をお願いします。
- ・事前相談では、認定様式第4号、5号、6号、7号、13号、14号を確認します。
- ・申請は持参、郵送又はメールでの受付とし、受付期間最終日の受付時間までに当支部到着分（必着）とします。郵送での申請は、簡易書留等の受け取り確認ができる方法に限ります。メールでの受付については当支部ホームページに掲載している、「求職者支援訓練の認定申請書及び認定後の各種書類の提出方法について」（別添2）及び「電子メールでの提出に当たっての留意点について」（別添3）をご参照ください。
- ・申請書は支部で確認を行い、補正等をお願いする場合があります。期限までに補正が完了しない場合は認定できない可能性がありますので、余裕を持った日程で申請を頂くようお願いいたします。また、複数人で確認を行っているため、補正後であっても再度の補正等を依頼する場合があります。

- ・以下のような場合は、必ず事前相談期間に上記申請書類を提出のうえご相談をお願いします。

- ① 初めて広島県で申請をする場合
- ② 過去1年以上訓練の申請をしていない訓練機関が申請をする場合
- ③ 実績のある訓練機関が従来とは異なる訓練分野の申請をする場合

8 その他

- ・認定申請の詳細については、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項（令和8年10月1日以降に開講する訓練科から適用）」または「求職者支援訓練（eラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項（令和8年10月1日以降に開講する訓練科から適用）」をご参照ください。併せて当支部ホームページに掲載している「認定申請書書類作成にあたり」（別添4）もご参照ください。なお、申請様式についても最新のものをご使用ください。
- ・認定されたコースについては修了生及び就職先に対して訓練に関するニーズ調査を実施する場合がありますので、訓練機関は修了生等に対する連絡・日程調整に必ず協力することを前提に申請をしてください。
- ・コース概要・募集チラシの活用については、当支部ホームページに掲載している「求職者支援訓練認定申請書の編綴・形式及び訓練コース概要・募集チラシの活用について」（別添5）をご参照ください。

【問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

広島支部求職者支援課認定・指導係

E-mail:hiroshima-qsyoku@jeed.go.jp

TEL:082-248-1346 FAX:082-241-4734